

広島市障害者施策推進協議会（平成 23 年度第 3 回）会議要旨

1 会議名

平成 23 年度第 3 回広島市障害者施策推進協議会

2 開催日時・場所

平成 23 年（2011 年）10 月 3 日（月）19：00～21：10 広島市役所本庁舎 1 4 階第 7 会議室

3 出席委員（16 名）

間野会長、堀田会長職務代理、天方委員、浦邊委員、落合委員、金子委員、古池委員、後藤委員、榊委員、田中委員、中島委員、永田委員、西川委員、藤尾委員、船津委員、三戸委員

4 事務局（7 名）

糸山健康福祉局長、松出障害福祉部長、橋場障害者施策総合推進担当課長、国重障害福祉課長、奥原障害自立支援課長、合田精神保健福祉課長、樋野障害児支援担当課長（こども未来局こども家庭支援課）

5 傍聴人

なし

6 議題

- (1) 議題 1：第 2 期障害福祉計画の平成 22 年度実績について
- (2) 議題 2：第 3 期障害福祉計画のサービス量見込みの考え方について

7 会議資料

- (1) 議題 1
資料 1：第 2 期障害福祉計画の平成 22 年度実績について
- (2) 議題 2
資料 2：障害福祉計画について（国資料）
資料 3：障害福祉サービス量の推移について

8 会議要旨

- (1) 第 2 期障害福祉計画の平成 22 年度実績について
資料 1 により、事務局（橋場障害者施策総合推進担当課長）から説明した。

【以下、主な質疑応答等の要旨】

（榊委員）

相談支援専門員について、今の説明の中で、サービス利用計画の利用者が急激に増えるということだったんですけども、市として、法律でそうなった場合に、具体的にいわゆる介護保険におけるケアマネージャーに相当する人はどういう方々を想定しているのでしょうか。

(奥原障害自立支援課長)

相談支援事業所に所属する、都道府県が実施する研修を修了した相談支援専門員がサービスの利用計画を作っていくことになります。

(榊委員)

現在はそういう方は広島市で多くないはずで、講習を受けても、とても全障害者を対象にしたケアプランは作れないわけで、一方、介護保険におけるケアマネージャーはもの凄い数がいます。そうすると当然、厚労省としては、ケアマネージャーを使うことを考えてるんじゃないかと私たちは危惧しています。なぜかという、自立支援法における障害者が受ける福祉サービスと、介護保険が適用された時のサービスは全く違い、高齢者の介護サービスは、あくまでも自分でやるのが基本で、できない場合にお助けしますという形ですが、障害者の場合は、機能的にも社会的にも始めから制限がある状況の中で、より人間らしい生活をするために支援するということなんです。だから、障害者のケアプランを作ることについて、障害者にとって非常に不利な状況になるのではないかと心配しているところで、そうならないよう、市が相談員を増やすとすれば、相当大規模に講習をやらなければならないのではないかと思います。

(奥原障害自立支援課長)

相談支援専門員の講習等は都道府県がやることになっており、今のご意見も県に伝えながら協議をしていきたいと思います。

先程の説明資料の中では、利用者が10人ということでしたが、対象の幅が非常に狭く、事業として経営ができない状況ではないかと思います。今後は、3年間で、障害福祉サービス等の利用者全員についてサービス利用計画を作成することになり、計画を作ることについて報酬が出るので、それに見合った人材の配置も、事業者で十分検討に値することになるかと思います。

事業者に対する報酬が出ることと、専門性を持った人材の育成のために都道府県が行う研修体制と、両方を実施しながら、相談支援体制の充実を図っていきます。

まだこれから検討すべき点がありますので、ご意見については十分承っておきたいと思います。

(間野会長)

先程の榊委員の質問は、介護保険のケアマネが障害者のサービス利用計画の作成も兼ねることについて危惧を持っていらっしゃるわけですが、今の答えを聞くと、あくまで障害者の制度で、独自にケアマネージャーを確保することになっているんですか。

(奥原障害自立支援課長)

基本的には、国が定めた一定のカリキュラム、障害者に対するサービス提供についての専門的な研修を履修することが前提になると聞いております。

ただ、既に介護保険のケアマネージャーの資格を持っておられる方が、さらに研修を受けて障害者

のサービスの利用計画を作るケースを排除はしておりません。あくまでプラスアルファで専門の研修を受けることになっております。

(後藤委員)

十年くらい前に、障害者のケアマネジャーの研修を何回かやったんですが、その時に聞いた話では、広島市は、あまり障害者ケアマネの養成講座を開催していないということでした。

(橋場障害者施策総合推進担当課長)

障害者ケアマネジャーの養成研修は、支援費制度の時には広島市でもやっておりました。障害者ご自身、相談支援事業者に加えて、介護保険のケアマネ事業所などの方も受けておられたんですが、自立支援法になり、県と市の役割分担の中で養成研修については、県の役割になっておりますので自立支援法以降は市では開催しておりません。

(後藤委員)

3 ページにある、「重度障害者等包括支援」については、社会資源の少ない地方で、重度の障害者の為に、家族介護の軽減も含めて包括支援をするためにできたと記憶をしていますが、ただ、これは広島市のみならずどこもやっていないんです。なぜかという、やはり4時間700単位という縛りがあるって、どの事業所もメリットがない、ストレートに言うところ儲けがないから、この事業はしないという声を聞きます。

重い障害でも地域で暮らしたいと願っていて、これを使いたいと望んでいても、受けるところがないから、結局、病院に居る重い障害の方を知っています。先程榊委員のおっしゃったところも含めて、市から国へ言っていただかないといけないと思っています。

(田中委員)

資料7ページのケアホーム、グループホームの件について、入所施設をもう作らないということはあるんですが、先日のアンケート結果でもケアホーム、グループホームの要望が非常に高かったということで、実績を見ても、見込みに対して実績が非常に高くなっている。

高齢者向けのグループホーム、ケアホームを作るときには、事業所が建てたいと言ってもすぐに許可がおりないということを聞いています。障害者については、まだそういうことはなく、一定の条件を満たすと建てられるので、見込みがもう少し高くてもいいのではないかと、見込みを高くすると、事業所も建てやすいのではないかと思います。

また、今度の総合福祉法では、グループホームとケアホームを一緒にするというような話がありますが、計画はどのようになっていくのでしょうか。

(橋場障害者施策総合推進担当課長)

総合福祉法に向けた提言の中で、今、田中委員が言われたことも示されていますが、総合福祉法自体、平成25年8月の施行が目標なので、第3期の障害福祉計画については現行のままで見込むことになっております。

(中島委員)

資料４ページの生活介護のところでサービス量と利用者数がありますが、箇所数が書いてない。今後、３年間の特別支援学校の卒業生は３００人近く見込まれますが、卒業生数の振り分けをどういうふうに考えておられますか。

(橋場障害者施策総合推進担当課長)

生活介護の事業所は、今市内に１７か所ありますが、まだ新体系に移行していない更生施設があります。

今おっしゃった視点については、第３期の福祉計画の作成の際に織り込みたいと思っております。

(藤尾委員)

特別支援学校の卒業生で、生活介護の待機者がいるという状況があるのですか。

(中島委員)

全員が大体、行先があるらしいですが、実際には一つの法人で待っている方が何百人と聞いてきました。自分が行きたいところが限られているので、待機者がすごく多いと聞いています。

(金子委員)

親はできるだけ送迎もあって、給食もある所に行かせたいので待機にはしていますが、一応、地域活動支援センターなどに行けています。しかしこれから先の高等部の卒業生の行き場は本当に厳しいと聞いております。

施設定員の何割かはプラスアルファして取ることができることになっていて、新しい施設もできているので、今のところは入っているが、どんどん卒業生は多くなって、特に高等部３年生は確か市立だけで７０人ぐらいいると思うんですが、その半数が就労継続支援Ａ型やＢ型、就労などを希望していますが、半数が生活介護希望で、生活介護がこれからは厳しい現状だと思います。

(奥原障害自立支援課長)

特別支援学校の卒業生については、県立の特別支援学校も含めて、３年生の１０月頃から、利用希望を基に事業所施設の利用調整をやっています。

基本的には、今年の４月についても、皆さん第一希望かどうかは別にして、行き場所が無いという方はいなかったという状況にはあります。

今は特別支援学校、特に知的障害の生徒さんが増えてる状況がありますけれども、比較的軽度の方が増えてるので、当然、一般就労を目指す方も増えると思っています。

生活介護などの事業所の利用者については、今後の見通しなども踏まえながら、第３期計画の中でどう見込むかを検討していきたいと思っています。

(西川委員)

１ページの数値目標について、一般就労した方の実績が伸びていることについては、市としてもっと評価してもいいと思います。

しかし、数字では測れない部分があって、アンケート調査結果を見たときに、知的障害者で、せっかく就職したけど、もう２度と就職したくないという方もいらっしゃると思います。

一般就労の問題は、総合福祉法でも議論になっていましたが、どうしたら継続できるのかについて知恵を出していく必要があると思います。

施設の入所者の問題は、国が入所施設は作らない、もう必要ないと言っていますが、社会的入院や、地域での受け入れ体制がないなどの社会的な課題が解決されての話なので、そういうことを施設関係の方たちと共に知恵を出し、工夫すればいいと思います。

国の数値目標を達成するかしないかの問題だけではなく、具体的な形で取り組み、それから課題や努力の具合も吟味していただきたいと思います。せっかくアンケート調査をやったので、そのフォローも含めて、そういうことを是非期待しています。

(橋場障害者施策総合推進担当課長)

第3期福祉計画の中で、サービス見込量の確保策を書き込むことになっていますが、基本計画にも通ずるものなので、その中で、実現できることをより具体的に記載していきたいと考えています。またアイデアをいただければと思っています。

(金子委員)

アンケートの手書き部分はどのような取り扱いになったんですか。

(橋場障害者施策総合推進担当課長)

今、整理しています。

(間野会長)

これはアンケートにいつも付きもので、一番手間がかかって、かつ、それをどう整理して資料にするかというのが非常に難しいと思います。いずれにしても、集計そのものも必要に応じてやらなければいけないところもあるので、自由意見欄も含めて、アンケートはまだ終わっている訳ではないという認識でいいかと思います。

(田中委員)

先程、相談支援のことが出ていましたが、市や県が行った研修には、人数的にもかなり行っておられると思います。ただその人たちがサービス利用計画が書けるかという、それは別だと思うので、是非、市として、県がやられた事業に対して上乘せで具体的な研修をしていただきたいと思います。

(間野会長)

今のご意見についても次期の計画の中で検討していただきたいと思います。

(2) 第3期障害福祉計画のサービス量見込みの考え方について

資料2、3により、事務局（橋場障害者施策総合推進担当課長）から説明した。

【以下、主な質疑応答等の要旨】

(榊委員)

発達障害については、これまでも対応しているので、今後も、実質的に便宜を図る方向でやっていただきたいと思います。難病や高次脳機能障害についても、実際に障害があるのだから、国の制度を待たずにやっていただきたいと思います。

具体的な方策について、数が全然増えてない、ニーズに比べて増えてない、というのは、この資料を見れば一目瞭然です。国の基準の報酬では事業所が成り立たないから、やらないので、他の自治体などでは、独自の補助策をやっているところもありますし、補助がない限りは、事業所数が増えないので、結局、ニーズに応えられないということになります。

何回も言っていますが、本当に数を増やそうと思ったら、それしか方法はないので、是非とも頑張ってください。

(金子委員)

表を見たとき、どんどん見込み量が上がっていて、そのことを認めているということは、嬉しかったです。

予算について、平成24年度の厚生労働省の概算要求の内容を見ると、アップにはなっていますが、これだけどのサービスも増加傾向にある中で、予算が厳しくなった時に、優先順位をどう考えているかというのをお聞きしたいです。

ケアホームなどにしても、数を増やさなければいけないのは分かっているのですが、その確保策をどう考えているのかをお聞きしたい。

さらに、資料12ページの療養介護について、2名ずつしか増えていないですが、市立特別支援学校高等部だけでも、各学年3名くらいの方がいると聞いています。これについて、どう考えているのかもお聞きしたいと思います。

(橋場障害者施策総合推進担当課長)

優先順位について、住むということと、働くというところは、基本計画でも力を入れたいと思っています。

グループホーム、ケアホームについては、その確保策も含めて、他都市の事例も把握した上で、出来るだけ計画に書き込みたいと思っています。

療養介護は、医療的ケアが必要な、非常に重度の障害者が利用するサービスで、近隣では広島西医療センターのみで実施しています。

(金子委員)

鈴が峰はどうなんですか。

(橋場障害者施策総合推進担当課長)

鈴が峰は障害児施設なので、この数字には含まれていません。18歳を過ぎても障害児施設におられる方が、鈴が峰以外の施設も含めて市内に200人近くおられますが、それは含まないことになっています。

療養介護の指定を受けた事業所は、近隣では、定員110人の広島西医療センターしかなく、その定員を広島市の人だけで占めるという状況にはないので、ニーズと合っていないことはあるかも知れません。

また、デイサービスセンターの重介護室については、生活介護に移行しておりますので、重度の方でも、療養介護でなく、生活介護の利用者数に含まれています。

(田中委員)

鈴が峰は重度心身障害児施設ですが、今後は、児童福祉法に移管、移行するということですか。

(橋場障害者施策総合推進担当課長)

今は児童福祉法のサービスを利用していることになっており、自立支援法の改正により、来年度からは形式上、障害児施設が療養介護の指定を受けることにより、サービスを引き続き利用出来ることになります。

ちなみに、今現在、鈴が峰には18歳を超えた方が60名いらっしゃいます。

(田中委員)

要するに、児童福祉法に移管されても、療養介護の指定を受ければ自立支援法のまま、利用できるということですか。

(橋場障害者施策総合推進担当課長)

そうです。中には療養介護の指定を受けない施設もあるかと思いますが、その施設にいる18歳以上の方は、他の事業所に移動されることになると思いますが、まだはつきりしておりません。

(間野会長)

特に、事務局のほうから要求があったように、新しい障害福祉計画の数値を割り出すときの考え方や視点について、配慮して欲しいことなどがあれば、是非お願いします。

(藤尾委員)

施設利用者のうちの年間に一般就労に移行する者の数値に関する目標値に関連して、実績も大事ですが、移行した者の継続性という視点も持ちながら、フォローしていただきたいと思います。

(橋場障害者施策総合推進担当課長)

数値目標として何を掲げるかというのは、国の定めがありますので、確保策の中で定着の視点も加えたいと思います。

(藤尾委員)

やはり、国がこう言ったからこれだけしかやらないというのではなく、前を向いて、いい方向にいく努力をお願いしたいと思います。国が定める数値目標をクリアすればいいということだけじゃないと思います。

(間野会長)

計画作成の際には、配慮してほしいと思います。

国の指針を見ると、次期の数値目標について、ものすごい数字が出ているので、それぞれの個別の

施策をどうすれば達成できるのか、あるいは、ひょっとしたら出来ないということもあるかも知れません。そのあたりも、良く検討していただきたいと思います。

(田中委員)

入所者の削減数の数値目標については、自立支援法が出来たときに地域に返そうということで始まったんですが、結局は施設も、いる人は出せないということで、区分が軽くてもそのまま居る状況なので、出て行かれることはあまりないのですが、本当に知的障害者の入所施設で3割以上の地域移行を国も市も本気で考えているのでしょうか。

施設も問題を抱えていて、一人一人の利用者を見た場合、地域に行かれても大丈夫だろうと思われる方もいるのですが、そうは言っても、受け皿がないから出せない状況にあります。

(橋場障害者施策総合推進担当課長)

終の棲家という意味でも、特にケアホームは重要ですが、一方で、アンケート結果にも出ていたように、入所施設のニーズ、入所施設の安心感というものも確かにあり、それを無理やり地域へということは、非常に厳しいと考えています。

3割の地域移行や1割の入所者削減といった数値目標については、これから県と協議していかなければならないと思っていますが、今の段階での試算では、この数字は達成できないというのが本音です。

(西川委員)

それはそのとおりだと思います。

例えばケアホームと言いながら、非常に重度の方たちを、すぐに地域の中で受け入れるというのは、なかなか難しいと思うので、まずは、グループホームで生活出来る障害程度の方たちを受け入れてみるというようなことになります。

職員の確保も大変で、パートの職員を雇わないと成り立たない状況の中で、ケアホームを利用したい方たちが、本当に入れるのかというような問題もあります。

榊委員も言われたように、国の体制が大きく変わらないといけないというのは、そのとおりだと思います。

全国の知的障害者関係の施設長会議の会議録を読んだのですが、政党を超えた政治家の本音の部分も結構あって、国の障害者関連予算というのは、世界的にも先進国の中では、非常に少ないということも認識しているようです。

広島市としても、そのような問題点を本音で語る場が必要だと思うし、国の動向を私たち委員がしっかり頭の中に入れた上で、出来ることを考えようという論議を深めていくことが必要だと思います。

(船津委員)

一つ気がかりなのは、学校教育、障害のある子供さんの教育に関しても、学級数を増やす場合には、県が管轄しており、市が独自に増やすことは出来ないことを最近知りまして、実際に、市が計画を策定しても、県の縛りがあって動きにくいところがあるのではないだろうかと懸念しています。

(橋場障害者施策総合推進担当課長)

数値目標については、まだ県とすり合わせをしていないので、例えば、国が30%の目標を提示しているものを、市は10%で設定するというのが言えるのかということも含めて、今後、県と協議をしたいと考えております。

事業所を増やす、あるいは、ケアホーム、グループホームを開設することについて、県が何らかの規制をかけるということは、今のところありません。

(天方委員)

数値目標については、国から、望ましい数字という形で出てきていますが、広島は広島独自のものもあっていいという気がしております。

グループホームやケアホームについても、実態を分からずに、いろんな数値を出してきていて、それをどうすればいいのかと、施設も考えてはいますが、実態と乖離しているというのが、現実だと思います。

ただ、県と市の繋がりも踏まえて、国の出してきた数値もやはり達成をしなきゃいけないということもあると思います。

しかし、私たちが利用者を見たときに、本当にグループホームやケアホームが重要なのだろうかと思います。お互いが分からない者同士と一緒に生活するので、トラブルが多いということも聞いております。

入所施設からの地域移行にも、いろいろ問題があって、入所した当初は家に帰りたいたと、荷物も解かずにいたりするけども、一か月過ぎ、たまに家に帰ると、早く施設に帰りたいたという人が多いんだそうです。

ですから、私の個人的な意見ではありますが、入所施設も絶対に外せるものではないので、入所施設の状況を把握しながら、グループホームなどを作っていくのが、私たちの努めじゃないかと思えます。

(間野会長)

そのあたりも、非常に重要なポイントだと思います。先程の実績を見ても、出て行く人も沢山いるけど、入所する人もそれ以上にいるので、結局のところ、削減されていない。そういう実態をどう見るかは非常に大事なところだと思います。

(中島委員)

利用者の親として思うのですが、グループホームやケアホームがどんどん出来ていく体制作りを、広島市では用意することは出来ないでしょうか。

(奥原障害自立支援課長)

未利用の市有地、建物、それから市営住宅などがあれば、いつでも相談をしてくださいと常々事業者の方には言っていますので、いくつかお貸ししてる土地、建物があります。市営住宅は、1戸だけですが。

昨年も、各事業者の利用希望を出していただいて、具体的な利用希望があれば、個々に相談をいただきたいと申し上げていますが、昨年から今年にかけては、1件相談があっただけです。支援策

が不足しているのかどうかについて、今後、議論の必要があると思います。

(金子委員)

以前、入所施設は20人以上いるところで生活するので刺激が強く、重度の方は、むしろケアホームでの4、5人の方が、ゆったりとした安定した暮らしが出来ると聞いたことがあります。

自分で生活が選べる、食べる時間や寝る時間を自由に選べる、というような、人間の根本的な自由を守られるのが一番だと思います。その為にはケアホームしかないわけです。

しかし、支援を多く必要とする方の場合、例えば、入浴介助のようなホームヘルプを使った日は、ケアホームに入る報酬単価が下がるので、毎日お風呂に入るとケアホームの運営が厳しくなります。報酬単価を上げる必要もありますし、病気などで日中もホームにいる時の見守り支援も必要です。

重度の方を受け入れている五日市のケアホームを視察したことがあるんですが、今の報酬単価だと支援が不足し、1週間に3日しか受け入れられないとお聞きしました。

しかし、全国では、重度の方がケアホームに入っている事例があるので、入所施設も必要だとは思いますが、入所の人でも希望があればグループホーム、ケアホームに入れるような仕組みを作っていく必要があると感じています。

(間野会長)

今日のご意見については、事務局のほうでよく吟味をして、計画案を作っていただきたいと思います。

(糸山健康福祉局長)

本日のお話をお聞きして、2点、申し上げたいことがあります。

今日お示したグラフは、あくまで実績を単純に伸ばしただけですから、このとおり計画するという性質のものではないということがまずあります。

アンケートの結果等から見たニーズから、これまでの実績でいいのかどうかとかいう議論もあるでしょうし、一方で、今日はお話をしていませんが、やはり、市全体の行政をやっていく中ではどうしても財源がついて回ります。

ですから、障害福祉サービスについて、全てニーズのとおり、右肩上がりで上げていけるかという議論は、まだ庁内でもやっておりません。その議論が1つあります。

もう1つ、今日いろいろと議論がありました、国の目標数値について、県と話をする必要があります。実際に県と調整をする中で、多少、清濁合わせ飲んでもらわないといけない場面があるかも知れません。

今日は、まず、フリーに色々なご意見をお聞きして、今から事務局としてどういう案を作っていくか、きちんと整理して本協議会でお示ししたいと思います。

(間野会長)

それでは本日の会議を閉会いたします。ありがとうございました。